

全農薬通報

No.318

平成31年4月25日

目 次

◎主な行事予定

- ・全国農薬協同組合
- ・植物防疫関係団体

◎組合からのお知らせ

- ・農業用ドローンの普及拡大に向けた官民協議会設立会について
- ・第19回農業資材審議会農薬分科会

◎行政からのお知らせ

- ・農薬として使用することが出来ない除草剤の販売等について
- ・農薬危害防止運動（平成31年度）

◎全農薬ひろば

- ・カラタネオガタマ



全国農薬協同組合

〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル

TEL : 03-3254-4171

FAX : 03-3256-0980

<https://www.znouyaku.or.jp> E-mail : info@znouyaku.or.jp

「全国農薬協同組合」

6月26日(水)	13:00~16:30	農薬シンポジウム in 香川（香川県）
7月11日(木)	13:00~16:30	農薬シンポジウム in 和歌山（和歌山県）
7月18日(木)	11:00~16:30	第46回安全協常任幹事会・情報交換会
7月23日(火)	13:00~16:30	農薬シンポジウム in 三重（三重県）
9月19日(木)	11:00~14:00	第33回執行部協議会
	14:00~15:00	各委員会
	15:00~17:00	第291回理事会
10月7日(月)~11日(金)		第93回植物防疫研修会（（一社）日植防会議室）
10月24日(木)	13:00~15:00	監査会
10月23日(水)~25日(金)		第7回農薬安全コンサルタントリーダー研修会
11月12日(火)	15:30~17:00	第292回理事会
11月13日(水)	10:30~19:30	第54回通常総会
		第42回安全協 全国集会・情報交換会
12月10日(火)	15:00~17:00	第293回理事会
12月11日(水)	11:00~12:00	全農薬受発注システム利用メーカー協議会
		第10回総会

農林水産省農薬関係人事（4月1日付） ※敬称略

- ・消費・安全局長
（旧）池田一樹 ⇒ （新）新井ゆたか
- ・（独法）農林水産消費安全技術センター（FAMIC）理事長
（旧）木村真人 ⇒ （新）木内岳志
- ・（独法）農林水産消費安全技術センター（FAMIC）農薬検査部 理事
（旧）小畠恒夫 ⇒ （新）高橋秀一

2019年度植物防疫研修日程（一般社団法人 日本植物防疫協会主催）

回数は2回とし、日程は以下の通り。

第93回 2019年10月7日（月）～10月11日（金）

第94回 2020年1月27日（月）～1月31日（金）

会 場：（一社）日本植物防疫協会 地下会議室

植物防疫関係団体総会等

5月15日（水）農薬工業会 通常総会（鉄鋼会館）

6月13日（木）（一社）農林水産航空協会 第117回総会

6月14日（金）（一社）日本植物防疫協会 第8回総会（ホテルラングウッド）

6月19日（水）（公社）緑の安全推進協会 第30回総会（TKP 神田駅前ビズネスセンター）

1. 農業用ドローンの普及拡大に向けた官民協議会設立会について

日時：平成31年3月18日（月）13:30～

場所：農林水産省7階講堂

参加範囲：農業者、民間事業者、学識経験者、関係団体、地方公共団体等

(一社)日本ドローンコンソーシアム、(一社)日本ドローン PRO パイロット協会、DJI Japan(株)、(株)エンルート、ヤマハ発動機(株)、(株)スカイマティクス、(株)スカイシーカー、JALagriport(株)、(株)和郷、(株)早和果樹園、(公社)日本農業法人協会、全国農業協同組合連合会、全国農薬協同組合、農薬工業会、(一社)全国肥料商連合会、日本肥料アンモニア協会、全国複合肥料工業会、東京海上日動火災保険(株)、北海道農政部生産振興局技術普及課、東京大学大学院工学系研究科、(国研)産業技術総合研究所

議事次第

(1)挨拶 吉川農林水産大臣

(2)官民協議会設立と運営について

(3)特別講演

(ア)フューチャー株式会社代表取締役会長兼社長 金丸恭文氏

(イ)Drone Fund 代表パートナー 千葉功太郎氏

(4)農業用ドローン活用の事例紹介

(ア)株式会社オプティム (イ)JA 広島中央 (ウ)新潟市農林水産部

(5)意見交換

(会議の概要)



吉川農林水産大臣からの挨拶の後、フューチャー(株)代表取締役会長兼社長、グループ CEO の金丸恭文氏及び DroneFund 代表パートナーの千葉功太郎氏から講演が行われた。農林水産省生産局技術普及課より、出席者について、内閣官房からは田代参事官補佐が代理出席、国土交通省航空局安全部平井運行安全課長、甲田航空機安全課長は公務により欠席となった旨が報告された。



生産局の秋葉技術普及課長から官民協議会の概要についておよび農業用ドローンの普及計画について説明があった。また、農業用ドローンの利用について、(株)オプティム代表取締役社長の菅谷俊二氏、広島中央農業協同組合 営農販売部営農指導課長の溝西優氏、新潟市農林水産部ニューフードバレー特区課長の齋藤和弘氏からそれぞれ事例紹介があり、続いて参加者による今後の農業用ドローンの普及拡大に当たっての意見交換が行われた。



写真は挨拶する吉川農林水産大臣、フューチャー(株)代表取締役会長兼社長グループ CEO の金丸恭文氏と、DroneFund 代表パートナー千葉功太郎氏の講演の様子。(出席者：宮坂技術顧問)

2. 第 19 回農業資材審議会農薬分科会

日時：平成 31 年 3 月 18 日（月）14：00～16：00

場所：AP 虎ノ門 11 階 A ルーム

出席者：宇野理事、伊藤参事（傍聴）

概要

（１）農薬の蜜蜂への影響評価法について

改正農薬取締法においては、農薬の安全性をより一層向上させる観点から、農薬の安全性に関する審査を充実することとしており、その一環として、農薬の蜜蜂への影響評価の充実を図ることとしたところ。本審議会では、新たに導入する評価法案に関して、専門家からなる検討会でのこれまでの検討状況を農林水産省から説明するとともに、評価法案の内容を與語委員から報告した。審議の結果、案のとおり了承された。

なお、委員からはネオニコチノイド系農薬の蜜蜂に対する影響については、消費者の間で心配する方が多いので、適切に情報発信して欲しい旨の意見もあった。

（２）農薬使用者への影響評価法について

改正農薬取締法においては、農薬の安全性をより一層向上させる観点から、農薬の安全性に関する審査を充実することとしており、その一環として、農薬使用者への影響評価の充実を図ることとしたところ。本審議会では、新たに導入する評価法案に関して、専門家からなる検討会でのこれまでの検討状況を農林水産省から説明するとともに、評価法案の内容を関田委員から報告した。審議の結果、案のとおり了承された。

※第 19 回農業資材審議会農薬分科会に関する配布資料等は以下のアドレスから入手できます。

<http://www.maff.go.jp/j/council/sizai/nouyaku/19/index.html>



3. 全農薬 第290回理事会

日時：平成31年4月18日（木）15:00～16:15

場所：全農薬9階会議室

出席者：理事20名中 19名出席

（理事長） 大森 茂、（副理事長） 栗原秀樹

（理事） 木幡光範、坂本和夫、菊池正浩、山本真一、伊藤一貴、三枝徹也、中村哲郎
鈴木健司、堅田充宏、宇野彰一、橋爪雅彦、田中公浩、喜多泰博、池田洋一
宮崎到、安武広信、安部了一

（監事） 北濱宏一、村上昭一

（欠席） 青木貴行、佐藤剛

※敬称略



議事次第

1.開会

2.理事長挨拶

3.議題

（1） 議決事項

1）組合員出資金の名義変更について

2）その他

（2） 協議事項

1）平成31年度地区会議と次年度地区会議について

2）各委員会活動について

3）その他

（3） 報告事項

1）中間決算報告について

2）平成31年度支部助成金の配分（実績）について

3）その他

（4） その他

農薬シンポジウム2019のお知らせ



農薬シンポジウム in 香川

開催日時：6月26日13：30～16：30

開催場所：「サンポートホール高松」小ホール（312名）

香川県高松市サンポート 2-1



●基調講演：農薬とは何？ 千葉大学名誉教授 本山直樹先生

●パネルディスカッション：農薬について考えよう（消費者、生産者、植物防疫専門家）

毎日の食卓を彩る農産物。安全かつ安定的に育てるために、基準の範囲内で農薬が使われています。そんな農薬について、漠然とした不安や疑問を抱かれている方も多いことでしょう。

「農薬シンポジウム in 香川」では、皆様の疑問に専門家の先生や生産者がわかりやすくお答えします。

お友達やお子様連れも大歓迎です。お気軽にお越しください。



会場全景



会場アクセス

農薬シンポジウム in 三重

農薬を正しく学ぼう!

食の安全安心

農薬シンポジウム

in 三重 2019

開催日 **7月23日 火**
13:00~

当日アンケートに
お答え頂いた方全員に
プレゼント!

開催場所 三重県総合文化センター 男女共同参画センター
「フレンテみえ」多目的ホール

毎日の食卓を彩る農産物、これを安全かつ安定的に育てるために、その基準の範囲内で使用される農薬について、漠然とした不安や疑問を抱かれています。消費者の方も多いことでしょう。しかし、食糧生産にとって必要な農薬は、農業生産の安定、生産物の品質向上、農作業の省力化、効率化に大きく貢献しています。そこで農薬の働きや安全性について、農産物を生産する仕組みとあわせて、わかりやすく説明、お答えするため、シンポジウムを開催します。

第1部

基調講演
「農薬とは何?」

千葉大学名誉教授
本山 直樹 先生



第2部

意見発表 **GAPの取得に取り組んで**

三重県立四日市農芸高等学校 卒業生
三重県立明野高等学校 在校生



第3部

パネルディスカッション
「食の安全安心と農薬の役割(仮題)」

■コーディネーター
三重県農業研究所
後藤 健治 所長



■パネリスト

(株)土夢パワーファーム
取締役社長
中谷 秀央 様

三重県立四日市農芸高等学校
教諭
上田 圭介 様

三重県生活協同組合連合会 理事
生活協同組合コープみえ 副理事長
大野 智香子 様

三重県中央農業改良普及センター
主幹
鈴木 啓史 様



■主催 全国農業安全指導者協議会 三重県支部 ■共催 三重県農業商業協同組合 三重県植物防疫協会
■協賛 全国農業協同組合 ■後援 三重県

農薬シンポジウム in 和歌山

食の安心・安全



農薬シンポジウム 2019

— 農薬のこと.. in 知っちゃあ〜る? —

わかやま



【講演】
講師
千葉大学名誉教授
本山 直樹先生



コーディネーター
和歌山県
農林水産部
様

【パネルディスカッション】
パネラー
株式会社サンライズ
あゆみ農園



総合司会
フリーアナウンサー
三浦 ちあきさん



専務取締役
代表

津田 兼司様
西 歩様

日時 2019年7月11日（木） 13:30～16:30

場所 和歌山ビッグ愛 12F

和歌山県和歌山市手平2丁目1-2

受付 13:00～

駐車場については施設内有料駐車場をご利用ください

全員にプレゼント



主催 全国農薬安全指導者協議会 後援 和歌山県植物防疫協会、農薬工業会中部・関西支部、和歌山県師範高組合

1. 農薬として使用することができない除草剤の販売等について

薬生薬審発 0328 第8号
30消安第 6268 号
2019 製化管第32号
環保企発第 1903287 号
環水土発第 1903281 号

平成 31 年 3 月 28 日

全国農薬協同組合理事長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
経済産業省製造産業局化学物質管理課長
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室長
環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長

農薬として使用することができない除草剤の販売等について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）においては、法に基づく登録を受けていない農薬を農作物等の病害虫又は雑草の防除のために使用することを禁止しており、農薬に該当しない除草剤（法第 22 条第 1 項に規定する「農薬以外の薬剤であって、除草に用いられる薬剤」をいう。以下同じ。）を農作物等の栽培・管理に使用した場合には、その使用者は罰せられることとなっています。また、農薬に該当しない除草剤は、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「毒劇法」という。）及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「化審法」という。）による規制の対象となる場合があります。

これまで、農薬に該当しない除草剤については、道路、駐車場、グラウンド等において農作物等の栽培・管理以外の目的で使用されるものとして、「非農耕地専用と称する除草剤の販売等について」（平成 15 年 2 月 28 日付け医薬化発第 0228001 号、14 生産第 9524 号、15 製化管第 139 号、環保企第 211 号、環水土第 35 号厚生労働省医薬局審査管理課化学物質安全対策室長、農林水産省生産局生産資材課長、経済産業省製造産業局化学物質管理課長、環境省総合環境政策局環境保健部企画課長、環境省環境管理局水環境部土壌環境課農薬環境管理室長通知。以下「非農耕地用除草剤通知」という。）により、関係者に販売等に当たっての留意点の周知をお願いしてきたところですが、

- ① 近年、農薬に該当しない除草剤が、ドラッグストアやいわゆる 100 円ショップ等において多く販売されるようになっており、また、インターネットを通じた販売・購入も容易になっていること
- ② 農薬に該当しない除草剤の「非農耕地専用」という表示が、当該除草剤の購入者、農耕地でなければ使用することができる（例：公園、緑地等であれば植栽管理に用いることができる）との誤解を与える事例も発生していること等を踏まえ、下記の

とおり、農薬に該当しない除草剤に関する留意点等について改めてお知らせするので、貴社におかれては、傘下の店舗に対し（貴会におかれては、傘下の会員に対し）周知方お願いします。

なお、本通知の発出に伴い、非農耕地用除草剤通知は廃止します。

（注）「農作物等」とは、栽培の目的や肥培管理の程度の如何を問わず、人が栽培している植物を総称するものです。その植物の全部又は一部を収穫して利用する目的で栽培している稲、麦、かんしょ、ばれいしょ、豆類、果樹や、そ菜類、観賞用の目的で栽培している庭園樹、盆栽、花卉、公園の植栽、街路樹、ゴルフ場の芝のほか、山林樹木も含まれます。

記

1 農薬に該当しない除草剤の販売に当たっては、次の点に留意すること。

（１）法第 22 条第 1 項に基づき、農薬に該当しない除草剤の容器又は包装に、農薬として使用することができない旨を表示すること。

（２）法第 22 条第 2 項に基づき、その販売所ごとに、公衆の見やすい場所に、農薬として使用することができない旨を表示すること。

「農薬として使用することができない旨」の表示を行う際には、以下の例を参考に、具体的に使用できない対象を付記するなど分かりやすい表示を行うこと。

【分かりやすい表示の例】

・こちらの除草剤は、農薬として使用することができません。

このため、農作物や樹木・芝・花き等の植物の栽培・管理には使用できません。

【誤解を与えやすい表示の例】

・こちらの商品は、非農耕地専用の除草剤です。農耕地には使用できません。

（３）農薬に該当しない除草剤を農薬と誤解して購入されないよう、商品の陳列に十分注意するよう努めること。

【取組の例】

・農薬に該当しない除草剤と農薬登録のある除草剤を明確に区分して陳列。

（４）農耕地以外の場所であっても、農薬に該当しない除草剤は、農作物等の栽培・管理に使用することができない旨（例：公園、緑地等の植栽管理に使用することができない）の周知に努めること。

【取組の例】

・レジや売り場で、農薬に該当しない除草剤を農作物や樹木・芝・花き等の植物の栽培・管理に使用しないよう購入者に説明。

（５）農薬に該当しない除草剤をインターネットで販売する場合には、対面での説明ができないことに鑑み、販売サイト上で農薬として使用することができない旨を記載するなど、分かりやすい情報提供に努めること。

（６）農薬に該当しない除草剤を、農作物等の栽培・管理のために使用すること、農作物等の栽培・管理のために使用することを前提として販売すること、又は法第 3 条第 1 項の登録を受けている農薬と誤認させるような宣伝を行うことは、法により禁止されており、使用者又は販売者は罰則の対象となること。

2 農薬に該当しない除草剤の製造、輸入、販売又は授与に当たっては、農薬に該当しな

い除草剤の中にはパラコート等、毒劇法における毒物又は劇物に該当するものがある場合があるので、毒物又は劇物については、毒劇法を遵守するとともに(参考資料2参照)、

次の点に留意すること。

(1) 毒物又は劇物の譲渡にあたっては、身分証明書等により譲受人の身元(法人にあっては当該法人の事業)について十分確認を行った上で、さらに、毒物又は劇物の使用目的及び使用量が適切なものであるかについて十分確認を行うこと。

(2) 一般家庭において使用することを目的とする者に対しては、毒物又は劇物の販売を自粛し、代替品購入を勧めること。

3 農薬に該当しない除草剤については、化審法第 55 条に基づく適用除外の対象とはならず、化審法に基づく規制が適用される場合がある。したがって、化審法の規制の適用の有無に十分注意をし、化審法が適用される場合にはこれを遵守すること。

(参考資料1) 農薬取締法関係条文(省略)

(参考資料2) 毒劇法上の適正な取り扱いについて(省略)

詳細は以下のホームページに掲載

<http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/attach/pdf/herbicide-1.pdf>

2. 「2019 年度 農薬危害防止運動」の実施について

平成 31 年 4 月 23 日

農 林 水 産 省

農林水産省は、厚生労働省、環境省等と共同で、農薬の使用に伴う事故・被害を防止するため、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、環境への影響に配慮した農薬の使用等を推進する「農薬危害防止運動」を 6 月から 8 月にかけて実施します。

農薬危害防止運動の目的

農林水産省は、農薬取締法、毒物及び劇物取締法等に基づいた、農薬の適正な取扱いについて関係者を指導しています。

農薬の使用に伴う人や家畜への危害を防止するためには、農薬を使用する機会が増える 6 月から 8 月に指導を強化するのが効果的です。「農薬危害防止運動」は、その一環として実施するものです。

実施期間

原則として、2019 年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの 3 か月間。

実施事項

主な実施事項は以下のとおりです。

- (1) 啓発ポスターの作成及び配布、新聞への記事掲載等による、農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発
- (2) 農薬による事故を防止するための指導
- (3) 農薬の適正使用等についての指導
- (4) 農薬の適正販売についての指導

(5) 有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携

実施主体

農林水産省、厚生労働省、環境省、都道府県、保健所設置市及び特別区が運動の実施主体です。また、農薬の使用現場においては、関係団体等が一体となって運動を推進します。

○詳細については、こちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/190423.html>

農林水産省のポスター

農薬を知る。理解する。 適正に使う。

時間帯にも
配慮



住宅地周辺で散布する時は
事前に周知し、飛散防止を徹底



土壌くん蒸は必ず被覆し、
周囲への拡散防止



使用前には必ずラベルで
作物名・使用方法を確認



誤飲につなげる
容器の移し替えは厳禁

http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/

農薬の適正使用

検索

2019年度農薬危害防止運動

農林水産省・厚生労働省・環境省・
都道府県共催



農薬を使用する人の安全 農作物の安全 環境への安全

農薬危害防止運動

- 農薬は農産物の安定供給に欠かせないもので、安全性が確認されたものが農林水産省で登録されています。
- 農薬は安全な農作物を作るため、使用時期、使用回数など農薬の使用基準が定められています。安全な農産物生産のため農薬の使用基準を守りましょう。

中毒についての問い合わせ先 **中毒110番(公財)日本中毒情報センター**
 散布作業中や散布後の異常を感じた場合は、直ちに医師の手当てを受けてください。処置法などで不明なことは、医師から下記に電話してお尋ねください。

大阪 中毒110番 (365日 24時間対応) **つくば 中毒110番** (365日 9時～21時対応)

●一般市民専用(通話料のみ) ☎072-727-2499	●一般市民専用(通話料のみ) ☎029-852-9999
●医療機関専用(1件につき2,000円) ☎072-726-9923	●医療機関専用(1件につき2,000円) ☎029-851-9999


 全国農業協同組合
 全国農業安全指導者協議会



カラタネオガタマ（唐種招霊、学名 *Michelia figo* 英名：Banana Tree）

カラタネオガタマは、中国原産で江戸時代に渡来した常緑小高木。暖かい地方の神社の境内や庭木などで植えられている。樹高は3～5m。花期は5～6月頃、バナナのような強い甘い



い香りがある。原産国の中国名は「含笑花」と書く。

この写真は日比谷公園周辺の街路樹として植えられているもの。今年は例年より開花が早いという。花はあまり観賞に耐えるものではないが、花に鼻を近づけるとバナナのような甘い香りが漂う。

オガタマノキは漢字で「招霊の木」と書く。昔からこの木は、神事によく用いられた。「神霊を招きよせる意味の招霊（ヲギタマ）の木が転じてオガタマノキとなった」という説が有力だそうだ。

カラタネオガタマ（トウオガタマ）は、中国（唐）原産のオガタマノキという意味で、英名は、花がバナナのような強い香りがすることから「バナナツリー（Banana Tree）」と呼ばれる。

学名については、*Michelia*（ミケリア）は、19世紀のスイスの植物学者「Micheli」の名前にちなむ。



カラタネオガタマの花は完全には開かず半開きで、数えるほどの花数でもわずかに開いた花でもよく香る。

最近では園芸店で鉢植えのものが売られている。中には四季咲きのものもある。

なお、「霊を招く」という文字に抵抗がある方も多いと思われるが、この場合の霊は「神霊＝神のみたま」を示す神聖なものであり、サカキが自生しない地方ではその代用にされたため、

「縁起の良い花」として神社の周辺に植えられた。

花言葉：甘い誘惑